



資金流用された約四億五千六百万円は、開発区域外の物件として購入した堺町の土地・建物(旧モナコパチンコ店)約一億五千五百万円の買収費、また、南新座の土地約一、〇〇〇mに係る約一億六千九百万円の買収費に充てられています。また、堺町一八の土地・建物(旧モナコパチンコ店)の買収にあたっては、地元の有力な不動産会社が仲介にあたり、不自然と思われる売買に関わったことが特別委員会の調査で判明しております。

### (開発区域外の物件購入の訳と破産)

特別委員会において、このような開発

区域外の物件をなぜ買収する必要があったのか、徹底的に関係者の事情聴取を行いました。他の関係者や役員が、全く知らないという中で、唯一、林氏から話を聞く事ができました。林氏の説明によると、旧モナコパチンコ店周辺は、アルネの増床に係る第二の再開発事業の予定地区だったとのことでした。しかしながら、増床に係る第二の再開発計画などは公表されていないようなものでもなく、当然、一般権利者や行政側においても認知されているものではありませんでした。また、同社の破産によって、こうした物件が競売される情報から、再開発事業の中心的役割を果たしてきた(株)木乃久の中山氏などが、津山中央開発(株)が一億六千九百万円で購入した南新座四二、四二番地の土地を、破産処理の中で破産管財人から約三千万円で取得していると情報が特別委員会に入ってきたことを、明らかにしておきます。

結局、津山中央開発(株)の破産決定による、中央

街区組合に対する破産配当金は約二千四百万円でした。約四億五千六百万円もの貸付金があったにも関わらず、二千四百万円しか回収できなかった、ということなのです。

### (特別委員会の見解)

こうした実態が、特別委員会の調査で明らかになる度に、委員会においては、ため息と落胆の声が上がり、この再開発事業は、何のための、誰のための事業だったのかと、あらためて事業の杜撰さを痛感し、津山商業開発(株)や津山中央開発(株)の破産によって、実態の解明が大きく後退したのも事実です。

したがって、破産配当金ひとつとってみても、法に基づく処理ということ、やむを得ないと理解できても、やはり釈然としませんし、強い憤りさえ覚えます。また、特別委員会は、こうした津山商業開発(株)や津山中央開発(株)が開発区域外の物件を購入した経緯や理由について、法の壁に限界を感じながら、不可解な実態を何とか解明したいと、これまで懸命に取り組んできました。こうした事実が、